

平成 13 年 10 月 24 日 臨時総会

平成 30 年 4 月 24 日 総会

令和 3 年 1 月 25 日 臨時総会

東北学術研究インターネットコミュニティ会費に関する細則

- 1 東北学術研究インターネットコミュニティ会則第 7 条第 3 項の規定に定める会費の額は、50,000 円とする。
- 2 会費は、年度中途の接続の場合であっても、減額はしないものとする。
- 3 会員は、事務局からの請求に基づき第 1 項に定める額の会費を、所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 既納の会費は、特別の事情がない限り返還しない。
- 5 災害等の特別な事情があったときには特別処置として会費の減免をすることが出来る。減免額については幹事会で決定する。

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 4 月 24 日改正）

この細則は、平成 30 年 4 月 24 日から適用する。

附 則（令和 3 年 1 月 25 日改正）

この細則は、令和 3 年 1 月 25 日から適用する。